

第9回 Jークレジット制度運営委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：平成28年3月2日（水）15：30－17：30

場 所：航空会館 B101会議室

委 員：新美委員長、山地副委員長、須藤委員、二宮委員、根本委員、前田委員、丸山委員

事務局：環境省 : 伊藤室長補佐、池田係員

経済産業省：服部室長、須摩課長補佐

農林水産省：作田室長、早川課長補佐

林野庁 : 牧野課長補佐

1. 地域版Jークレジット制度の更新に関する審議について

- ・地域版Jークレジット制度の更新について事務局より説明した。審議の結果、地域版Jークレジット制度の更新を承認した。

2. Jークレジット制度利便性の向上と制度文書改定に関する審議

- ・Jークレジット制度利便性の向上と制度文書改定について事務局より説明した。事務局提案の内容を承認することとした。

3. Jークレジット制度活性化に関する施策について

- ・Jークレジット制度活性化に関する施策について、環境省及び経済産業省より説明した。これを踏まえ、今後のJークレジット制度の在り方について自由討議を行った。

4. 今後のスケジュール（報告）

- ・今後のスケジュールについて事務局より説明した。

5. 委員の発言及び質疑

<J-クレジット制度利便性の向上と制度文書改定に関する審議>

(丸山委員)

- ・実地審査が必要な事例であったのに省略してしまった場合、省略の判断をした審査機関が責任を負うといった文言は必要ないか？

(事務局（環境省）)

- ・省略の判断を審査機関がした場合、その是非について責任を負うことは自明であるので、文言は省略した。当然に判断の責任は求めることになる。

(丸山委員)

- ・木質チップの含水率 55%は、ほとんど生木の水準であり専用のボイラーでも燃焼は難しいことを考えると、デフォルト値としても厳し過ぎないか（保守的に過ぎないか）？

(二宮委員)

- ・保守性の原則に立てば含水率 55%でも良いのではないか。あくまでデフォルト値を使うとしたら適用される数字なのであって、厳し過ぎると思えば計測値を使うこともできる。含水率 55%という事業も実際に見たことがあり、あり得ない数値ではない。

(丸山委員)

- ・確かに含水率 55%は、あり得ない数値ではない。

(二宮委員)

- ・実地審査を省略してよい条件を全削除し審査機関の判断に委ねるということであるが、制度として実地審査省略を推奨するわけではないことを確認したい。価格競争の中で実地審査を省略する事例が多発し、検証の質が下がってしまうことも危惧される。抜き打ち検査などの対策が必要なのではないか？

(事務局（環境省）)

- ・実地審査の有無に関わらず検証報告の内容はしっかり確認する。実地審査が必要と判断されれば改めて実施してもらってもあり得る。そういう意味では、抽出しての抜き打ち検査というより、あくまで全数検査をしていくものと考えている。

(新美委員長)

- ・実地審査を省略するという判断の根拠を審査機関に書面で示してもらうのも良いだろう。

(前田委員)

- ・省略の判断を行う権限を審査機関に与える一方で、その判断の是非を制度側でチェックするというのは、矛盾した感もある。

(事務局（環境省）)

- ・特に制度を改正した直後は混乱も生じられるので、審査機関による省略の判断の是非というよりも制度全体の管理として、制度側でしっかりと確認していくことは必要と考える。

(前田委員)

- ・この実地審査の省略判断の条文だけでなく、制度全体として管理するという今の説明であれ

ば理解できる。

(須藤委員)

- ・木質チップの発熱量のデフォルト値で「その他」の値には、他の各樹種の値のうち最も低い値が当てはめられているが、新たな樹種でより低い発熱量がデフォルト値として設定されることがあれば、「その他」の値も変わってくるのか。

(事務局 (環境省))

- ・そうなると考えている。

(二宮委員)

- ・改定を休止している方法論についても、その根本的な考え方に変化を及ぼすような法改正等があった場合、公的制度の方法論としての権威的な意味合いに鑑み、確認を行うべきである。

(事務局 (環境省))

- ・関連する法改正等による影響がないか、確認するようにしたい。

(須藤委員)

- ・しばらく方法論を改定しないと、その方面の専門家とのネットワークが失われてしまうかも知れない。人的ネットワークのメンテナンスはしておくべきである。

(事務局 (環境省))

- ・過去の経緯を記録に残すことで、専門家の方が異動されても相談できる形としておきたい。

<J-クレジット制度活性化に関する施策について>

(二宮委員)

- ・マッチングシステムに移行プロジェクトにおける共同実施者の機能を持たせるとのことだが、国内クレジット制度開始時の意図との関係はどう考えるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・国内クレジット制度開始当初は、不要なクレジットの取引が行われることを懸念し、買い手があらかじめ決まっている制度として実施してきたが、実際に制度を運用する中でその懸念がないことが認知された。そして今、大きな需要が出てきている中でそれに応えることができるシステムを共同実施者として位置づけることは、共同実施者の意図に反しないと整理している。

(新美委員長)

- ・その考え方であれば、問題ないと思う。

(二宮委員)

- ・マッチングシステムとJ-クレジットの登録簿システムとの連携とはどのようなものか？

(事務局 (経済産業省))

- ・システムとして一体化するのではなく、オペレーターが繋ぐ形である。

(新美委員長)

- ・契約、移転、償却機能等の提供とはどんなものか？

(事務局 (経済産業省))

- ・契約、移転、償却などを創出者や購入者がマッチング機能に委ねる形である。

(新美委員長)

- ・契約のひな型などが用意されるのか？ 通常の媒介行為か？

(事務局 (経済産業省))

- ・ご指摘の通りである。

(丸山委員)

- ・不要な価格競争が起こらないようにすべき。クレジット創出者はクレジット創出にかかった費用を元に売却価格を決定しているのに対し、こうした市場原理は馴染まないのではないか？

(事務局 (経済産業省))

- ・クレジットの価格が一つに収斂するとは考えていない。クレジットの由来 (ストーリー) を重視するものと、大規模な売買とで異なるのではないか。マッチング機能は、このうち大規模な需要に応えるためのものである。

(二宮委員)

- ・マッチングシステムはストーリーが記載できるような形になっているのか？

(事務局 (経済産業省))

- ・今後マッチングシステムを具体化する中で検討していきたい。

(丸山委員)

- ・森林においては、どこの森かということも重要な要素である。

(須藤委員)

- ・ストーリーが重要とのことだが CSR に訴えるための目安があったらよいのではないか、またアントレプレナーが必要ではないか？

(事務局 (環境省))

- ・正に、環境貢献型商品開発・販売促進支援事業において特定地域協議会が支援しているところである。

(山地委員)

- ・取引のボリュームを出すにはマッチングだけではダメであり、省エネ法、温対法におけるインセンティブなども検討すべき。
- ・また、環境貢献型商品開発・販売促進支援事業は税金を使っているが、そのコストの効率性も考えることが重要。

以上
文責：事務局